

- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 214.82平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定により、なお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年5月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成28年5月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人元気お届け隊
- 3 代表者の氏名  
長浦 とし子
- 4 主たる事務所の所在地  
千曲市大字杭瀬下字東沖78番地6
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般の人々を対象として、人間が人間らしくあるためのコミュニティの創造を行い、人と人の出会いの場の創出・機会・企画を行い、人がより良い関係で共存し、より良い社会環境の実現に寄与することを目的とする。

県民協働課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年5月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成28年5月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人JAあづみくらしの助け合いネットワークあんしん
- 3 代表者の氏名  
池田 陽子

- 4 主たる事務所の所在地  
安曇野市豊科南穂高2728番地1
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民（農業者を含む）がお互いの力を合わせて地域社会に助け合いのネットワークづくりを進め「相互扶助活動」を通じ、心のふれあいを基本とした、健康で安心していきいきと暮らせる地域づくりを進める事を目的とする。

県民協働課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年5月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成28年5月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人長野県慢性腎臓病の病態と治療研究会
- 3 代表者の氏名  
上条 祐司
- 4 主たる事務所の所在地  
松本市筑摩二丁目17番5号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、慢性腎臓病患者に対し、早期診断と治療方法ならびにその結果について地域レベルの研究事業を実施し、その成果から慢性腎臓病治療への科学的根拠を得て先端医療の開発治療法の向上発展ならびに治療薬研究開発のための治験の推進に寄与することを目的とする。

県民協働課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年5月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友三好町店  
上田市大字御所字石田607-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
合同会社西友  
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項

## (1) 設置者の代表者氏名

変更前	変更後
スティーブン・ハイズ・デイカス	上垣内 猛

## (2) 小売業者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ハイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-

## 4 変更した年月日

平成27年5月12日

## 5 届出年月日

平成28年3月16日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成28年5月16日から平成28年9月16日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

上田市における県宮中山間総合整備事業殿城地区岩清水換地区の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成28年4月17日行いました。

平成28年5月16日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年5月16日

長野県松本地方事務所長 吉川篤明

## 1 許可番号

平成28年2月3日 長野県松本地方事務所指令27松地建第8-10号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘野村字桔梗ヶ原1788-25、1788-647、1788-769、1788-770、1788-771

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘原新田573-6

有限会社小林不動産 代表取締役 小林茂水

都市・まちづくり課